

〇いわき市子ども医療費の助成に関する条例

平成21年6月30日いわき市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費（以下「子ども医療費」という。）の一部を保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、子どもの保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。ただし、子どもを父及び母が監護するときは、父又は母のうち主として当該子どもの生計を維持する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「療養の給付等」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する医療に関する給付をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、療養の給付等を受ける者の保護者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例において子ども医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者を除く。

(助成)

第4条 市長は、対象者が、その監護する子どもに係る疾病又は負傷について、療養の給付等を受けた場合に支払った一部負担金（一部負担金に医療保険各法の規定による高額療養費が含まれているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額）を限度として助成するもの

とする。ただし、附加給付（保険者から家族療養費に併せて給付されるものをいう。）があった場合は、当該附加給付の額（当該一部負担金に係る額に限る。）を控除した額とする。

(1) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされない場合 一部負担金から高額療養費の額を控除した額

(2) 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされる場合 次の算式により算出した額（当該高額療養費の対象となった期間において入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「標準負担額」という。）の支払があったときは、当該算出した額に当該標準負担額を加えた額）

$$\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額} \times \frac{\text{一部負担金(標準負担額の支払があつたときは、当該一部負担金の額から当該標準負担額を控除した額)}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}}$$

2 子どもについて、いわき市国民健康保険条例（昭和43年いわき市条例第44号）第6条の規定の適用があった者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

（受給資格の登録等）

第5条 子ども医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に、受給資格の登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、登録し、対象者に受給者証を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年いわき市条例第60号）第6条の規定により受給者証を交付されている者で、引き続きこの条例により子ども医療費の助成を受けることができることとなるものに対し、あらかじめ登録し、受給者証を交付することができる。

（受給者証の提示）

第6条 対象者は、その監護する子どもが医療を受ける場合は、医療機関等（医療保険各法の規定による保険医療機関又は保険薬局等をいう。以下同じ。）に対し受給者証を提示しなければならない。

（助成の申請）

第7条 対象者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、市長に子ども医療費の助成の申請をしなければならない。ただし、次条第2項の規定に基づき一部負担金の支払が医療機関等に対して行われる場合は、当該医療機関等からの一部負担金の請求をもって当該申請があったものとみ

なす。

(助成額の決定等)

第8条 市長は、前条本文の規定により子ども医療費の助成の申請があったときは、必要な審査を行った上、助成額を決定し、速やかに対象者に対して助成金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者に対する子ども医療費の助成に替えて、対象者がその監護する子どもに係る療養の給付等に関し医療機関等に支払うべき一部負担金を、医療機関等からの請求に基づき、対象者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があった場合において、医療機関等に対して支払った額が、前条本文の規定による申請があったとしたならば当該対象者に対し第1項の規定により支給されるべきこととなる助成金の額を超えるときは、その超える額（次項において「差額」という。）について、対象者は、市長に対して医療保険各法の規定により高額療養費が支給され、又は附加給付があったときに支払わなければならない。

4 第2項の規定による一部負担金の支払があったときは、対象者に対して助成金の支給があったものとみなす。この場合において、差額がないときにあっては当該一部負担金を、差額があるときにあっては当該一部負担金から当該差額を控除した額をもって助成額とみなす。

(届出義務)

第9条 対象者は、受給資格の登録内容について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第10条 対象者は、受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 子ども医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為により第8条第1項に規定する助成金の支給又は同条第2項に規定する一部負担金の支払（以下「助成等」という。）を受けた者があるときは、その者から当該助成等した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、この条例の規定による助成に係る子どもが第三者の行為により発病し、又は傷害を受けた場合において当該第三者から当該病気又は傷害につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5条の規定による登録の申請、第6条の規定による受給者証の交付、第10条の規定による変更の届出、第11条の規定による受給者証の返還その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年12月28日いわき市条例第35号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のいわき市小学生医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受ける小学生に係る医療費の助成について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた小学生に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の規定による登録の申請、登録及び受給者証の交付、新条例第9条の規定による変更の届出、新条例第10条の規定による受給者証の返還その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 市長は、この条例の施行前にいわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年いわき市条例第60号）第6条の規定により登録された者で、施行日において新条例の規定により小学生医療費の助成を受けることができることとなるもの（その監護する小学生が6歳に達する日後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）について、新条例第5条第1項の申請があったものとみなして、登録し、受給者証を交付することができる。

附 則（平成24年3月21日いわき市条例第37号抄）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条の規定による登録の申請、登録及び受給者証の交付、新条例第9条の規定による変更の届出、新条例第10条の規定による受給者証の返還その他の行為は、施行日前においても行うこ

とができる。

- 4 市長は、この条例の施行前に第1条の規定による改正前のいわき市小学生医療費の助成に関する条例第5条第2項の規定により登録された者で、施行日において新条例の規定により子ども医療費の助成を受けることができることとなるものについて、新条例第5条第1項の申請があったものとみなして、登録し、受給者証を交付することができる。